

## 不正又は不誠実な行為に係る指名停止について

### 記者発表資料

沖縄総合事務局の競争参加有資格者である（株）沖縄エンジニアリングが、南部国道事務所で行われた入札において、落札者と決定されたにもかかわらず契約を辞退したため、別紙のとおり、3ヵ月間の指名停止を行ったのでお知らせします。

平成26年4月21日

沖縄総合事務局

### 記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

### 【問い合わせ先】

◎沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 宇田川 泰彦  
契約管理係長 佐々木 義和  
TEL 098-866-0031（内 2356、2541） 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 前城 政和  
管理第二係 成底 絵奈美  
TEL 098-866-0031（内 81321、81325） 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

## 指名停止措置の概要

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
(株)沖縄エンジニアリング	沖縄県那覇市繁多川2-14-7

### 2. 指名停止措置期間：

平成26年4月21日～平成26年7月20日（3ヵ月）

### 3. 指名停止措置の範囲：沖縄総合事務局管内

### 4. 事実概要

（株）沖縄エンジニアリングは、当局南部国道事務所発注の「平成26年度南部国道管内トンネル消火設備点検整備業務」において、平成26年4月1日に落札者と決定されたにもかかわらず、同日付にて、入札価格の誤りを理由として契約を辞退した。

### 5. 指名停止措置理由

（株）沖縄エンジニアリングが、開札の結果、落札者と決定されたにもかかわらず、入札価格の誤りを理由として契約を辞退したことは「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。したがって、同要領に基づき指名停止の措置を講ずる。

#### ○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内